

夜間避難訓練

本年度の村防災訓練は、夜間避難訓練の形式で、8月29日(土)午後7時30分の開始を予定しています。

訓練は南拠点避難所、三福一時避難所、大宝一時避難所、新政成一時避難所、梅之郷一時避難所の5か所で行いますので、ご家庭の避難所に決めている方はぜひご参加ください。また、他の避難所については本年度の訓練の対象外としています。

避難開始は、午後7時30分に同報無線等により案内をします。懐中電灯などをご用意のうえ、「非常持出し袋」と今月号の広報とびしまに差込みした「避難所利用者登録カード」を持って避難行動を開始してください。

訓練に限らず避難場所等の確認や非常持出し品の準備など、日頃からの備えをお願いします。なお、地区で自主的に防災訓練を計画される場合は、総務部総務課にご相談ください。

●問合せ先

総務部総務課

防災行政無線機器を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(下段に記事を掲載しています)をご利用ください。

●訓練実施日時

8月26日(水) 午前11時頃

●訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に右の表のように放送されます。各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認をお願いします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 ………訓練放送文……… + 下りチャイム音

(※)

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。



●問合せ先

総務部総務課

同報無線の内容を電話で確認できる音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へ電話することで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご活用ください。

☎ 0800-1200-15656

県内の固定電話からのみ利用可能
※通話料は無料です。

☎ 0567-152-1451

携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。

※通話料がかかります。

※電話番号のかけ間違いにご注意ください。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度かけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



物価高対応商品券の配布

物価高騰に伴う家計負担の緩和を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村の全世帯に1万円分の商品券を配布します。

●商品券について

額面・10,000円(500円券20枚つづり)

●使用期間

9月1日(火)～令和9年2月28日(日)

●使用店舗

飛島村商工会に登録されている商品券取扱店

●配布方法

対象となる世帯の世帯主へ簡易書留で郵送します。

●対象世帯

7月1日(水)時点で村内に住所を有する世帯で、商品券の交付日前日まで引き続き村内に住所を有する世帯

●その他

商品券は8月下旬の発送を予定しています。郵便事情により、配達に1週間程度かかりますので、ご了承ください。

●問合せ先

総務部総務課

飛島村共通商品券の発売

飛島村商工会では、村内の商店や飲食店など約50店舗で利用できる、20%のプレミア付「飛島村共通商品券」を本年も発売します。毎年好評につき早々に完売しますので、お早めにお買い求めください。

●発売価格

1冊 10,000円
(額面 12,000円)
2,000冊発行

●発売日時

8月30日(日)販売開始(受付:午前8時30分～午後5時)
※1人につき1日2万円(2冊)まで購入できます。なお、完売次第、販売を終了します。

●発売場所

飛島村産業会館

●使用期間

9月1日(火)～令和9年2月28日(日)

●問合せ先

飛島村商工会
☎52-1002

令和9年度事業に対する要望

本村が実施する事業について地区の総意としての要望を把握し、次年度の事業計画を立案すること、住民ニーズに沿った、効果的な公共事業の推進を図っています。

各地区の村事業に対する要望は、9月30日(水)までに各地区区長に申し出てください。

なお、村事業の申請は地区の総意としての要望を収集することを目的としており、個人が直接担当課へ要望されても受付できない場合があります。ただし、道路の陥没や防犯灯の破損等、緊急を要する場合や、個別相談については、直接担当課までご連絡ください。

●事業内容

防犯灯新設、ごみ集積場の移転および修繕、道路損傷個所の修繕、防護柵・カーブミラー・交通安全灯・道路標識の新設等

●問合せ先

開発部建設課

手当の現況届、所得状況届をご提出ください

児童扶養手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当、在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方は、毎年現況届または所得状況届の提出が必要です。これは、引き続き受給資格を満たしているか等を確認するための大切な手続きです。

対象の方には、個別に案内を送付していますので、ご確認ください。

提出がない場合、手当の受給ができなくなりますのでご注意ください。

●提出方法

民生部住民課窓口で書類の記入や聞き取り調査のうえで、ご提出いただきますので、時間に余裕をもってお越しくください。

●必要書類等

送付した案内をご確認ください。

●問合せ先

民生部住民課

10月1日(木)から 役場・すこやかセンターの 開庁時間を変更します

本村では、窓口業務の準備・片付け時間を確保し、職員の時間外勤務の縮減、職場環境改善を図ることを目的に、役場・すこやかセンターの開庁時間(窓口受付時間)を短縮します。

引き続き、職員の働き方改革や、住民サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

●変更日

10月1日(木)～

●変更後の開庁時間

午前9時～午後5時

(変更前は午前8時30分から午後5時15分)

※電話の受付や職員の勤務時間は従前から変更ありません。

●対象施設

役場および、すこやかセンター※中央公民館等、その他の施設は変更ありません。

●その他

引き続き、戸籍の届出等については開庁時間外であっても、休

日・夜間窓口(役場西側玄関)で対応します。

なお、役場東側玄関は平日の午前8時30分から開放しますが、開庁時間(午前9時)までは村民ホールでお待ちください。

ただし、平日の午前8時30分から9時における戸籍の届出等については、開庁時間にかかわらず役場東側玄関よりそのまま窓口へお進みください。



東側玄関



村民ホール

第十二回特別弔慰金の請求 手続きはお済みですか

第十二回特別弔慰金の請求受付が始まっています。手続きがお済みでない方は、請求期間内に手続きをしてください。

なお、前回請求時と別の方が今回請求される場合は、手続きに1時間以上かかる場合や一度の来庁で手続きが完了しない場合もあります。あらかじめご了承のうえ、時間に余裕をもってお越しく下さい。

●支給内容

額面27万5千円(5年償還の記名国債)

●対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で令和7年4月1日(火)(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない次の順番による最先順位者のご遺族お一人に支給します。

1. 令和7年4月1日(火)までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかにより順番が入れ替わります。

4. 右記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪等)

※戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●請求に必要な書類等

・請求者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
・請求者に応じた戸籍書類等

●請求期間

令和10年3月31日(金)

※請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

●請求窓口および問合せ先

すこやかセンター内福祉課

●問合せ先

総務部総務課



防犯対策補助金

本村では、安全に暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯対策に要した経費の一部を補助しています。

●対象となる物

- ・防犯ガラスまたは防犯フィルム、防犯機能付き電話、自家用車両の盗難防止装置など

●対象とならない物

- ・防犯対策以外の目的を有する物(犬、玉砂利、門扉)や護身用具(防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー) など

●対象者

村内に住所を有する方(住民基本台帳に記録されている方)や村内に住所を有する企業

●補助率等

購入金額および設置費用の2分の1の額または20,000円のいずれか低い額

●補助額について

全世帯に偏りなく補助を行えるように、1世帯当たりの補助額を単年度の上限額と併せて、累計での上限額(20,000円)を定めています。

●必要書類

- ・補助金申請書一式(村公式ホームページからダウンロードできます。)
- ・領収書の原本
- ・製品保証書の写し(保証書のないものについては不要です)
- ・振込先となる通帳の写し
- ・施工後の写真

※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

【令和6年度以前に申請された方へ】

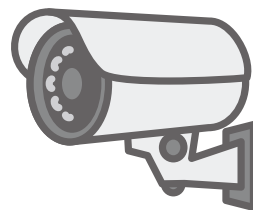
令和6年度までに追加の補助額が累計で上限額の20,000円に達した方は、補助金の申請ができませんでしたが、令和6年度末をもって累計額のリセットをします。

令和7年4月1日(火)以降に購入された商品から改めて申請可能となりますので、ご家庭や事務所などで防犯対策強化のため、補助金の活用をぜひご検討ください。

●問合せ先 総務部総務課



村公式ホームページ
[飛島村防犯対策補助金]



敬老会のお知らせ

本村では、多年にわたり郷土の発展に貢献された方々に感謝するとともに、長寿をお祝いする敬老会を次のとおり開催します。

●日時

9月19日(土)

受付 午前8時30分～9時25分
式典・アトラクション

午前9時30分～午後0時20分
(予定)

●場所

中央公民館ホール

●対象者

昭和28年4月1日以前に生まれた方

案内状は、8月中旬までにご自宅へ郵送します。

●持ち物

80歳以上の方は敬老金の支給がありますので、**案内状と印鑑(シヤチハタ不可)**を持参のうえ、お越しください。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

農業を行っている方へ 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業を営む方の
老後生活の安定を図るための公的
年金です。

●加入要件

- ・国民年金の第1号被保険者であること(厚生年金の方やその配偶者でないこと)
- ・年齢が20歳～65歳未満であること(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者の方)
- ・年間60日以上農業に従事していること

要件を満たす方は、配偶者や後継者の方、農地を所有していない方でも加入できます。

●特徴とメリット

- ・保険料は原則月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で決めることができます。
- ・お支払いいただいた保険料は全て社会保険料控除の対象となり、将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。
- ・生涯にわたって年金を受け取ることができ、万一、80歳までにお亡くなりになった場合は、80

歳までに受けることができる予定であった年金相当額を死亡一時金としてご遺族に支給します。

●問合せ先

開発部経済課

農地の適切な管理をお願いします

農地が管理されず、雑草が生えてしまうと、病害虫の発生や火災の原因となり、周辺の農地や地域の皆さまに悪影響をおよぼすおそれがあります。

日ごろから除草、作付けを行うなど、適切な管理をお願いします。また、農地を駐車場や資材置場など農地以外の用途で使用するには農地法に基づく許可が必要です。なお、許可には要件がありますので、事前に開発部経済課までご相談ください。

●問合せ先

開発部経済課

クビアカツヤカミキリにご注意ください

現在、村内において特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリの被害が多数報告されています。

クビアカツヤカミキリは繁殖力が非常に強く、幼虫が桜、梅、桃などの幹を食い荒らし、数年で枯らしてしまうほどの被害をもたらします。そのため被害の拡大、周辺地域への拡散を防ぐために、発見した場合はすぐに捕殺、駆除してください。

また、クビアカツヤカミキリを飼育・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことは外来生物法により禁止されています。

●問合せ先

開発部経済課



とびしま・未来づくり ワークショップ参加者募集

第5次飛島村総合計画後期基本計画の策定にあたり、「本村の目指す姿」などを住民の皆さまが語り合う機会としてワークショップを開催します。

(事前申込みが必要です。)

●日時

9月17日(木)

午後4時～5時

●場所

飛島村役場2階 第4会議室

●対象

在住・在勤の方(定員20名)

●申込方法

次の二次元コードを読み取り、お申込みください。

●申込期限

9月8日(火)

●問合せ先

総務部企画課



あいち電子申請・届出システム





戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

戸籍法等の一部改正により、新たに戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。

令和7年5月26日(月)に改正法が施行されてから1年間(令和7年5月26日(月)～令和8年5月25日(月))に、通知に記載された振り仮名が誤っている方、早期に振り仮名を戸籍に記載したい方から「氏名の振り仮名の届出」を受け付けていました。

前述の「氏名の振り仮名の届出」をしなかった方は、通知書に記載された振り仮名が戸籍に記載されます。

本村が本籍地の方は、令和9年1月下旬に村長の職権により戸籍へ振り仮名が記載されます(一括処理)。

氏名の振り仮名を変更したい方、令和9年1月に一括処理を待たずに早く戸籍に振り仮名を記載したい方はお問合せください。

問合せ先

民生部 住民課



法務省ホームページ
「戸籍にフリガナが記載されます」

八穂環境学習教室

海部地区環境事務組合では、毎月、八穂クリーンセンターで八穂環境学習教室を開催しています。なお、講座は事前予約制で定員超えの場合は抽選になります。

講座名

ガラス瓶でエコ体験「エッチングして多肉植物を飾ろう!」

開催日

10月3日(土)

開催時間

午前9時30分～11時30分

定員

40名

内容

ガラス瓶にきれいな模様を入れて、多肉植物を飾ろう。

場所

八穂クリーンセンター

対象

小学生(対象外の方も参加できます。) 40名

参加費

無料

申込方法

八穂環境学習教室ホームページからお申込みください。

申込期間

8月3日(月)～9月1日(火)



八穂環境学習教室
ホームページ

問合せ先

海部地区環境事務組合 環境対策室

TEL 68-6500

FAX 68-6700

リユース品の抽選提供

八穂クリーンセンターに搬入されたごみの中で、まだ使用可能な物を回収・清掃し無料で抽選提供します。

抽選受付期間

7月27日(月)午前9時～8月21日(金)午後5時

(紙での申込みは平日の午前9時から午後5時までです。ただし、8月1日(土)のみ、八穂クリーンセンターで午前9時から午後5時まで申込み可能です。)

抽選配布の申込対象者

飛島村、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町および蟹江町に在住、在勤または在学の方。詳細は海部地区環境事務組合ホームページをご覧ください。海部地区環境事務組合環境対策室にお問合せください。

問合せ先

海部地区環境事務組合 環境対策室

TEL 68-6500

FAX 68-6700



海部地区環境事務組合
ホームページ

危険な空き家の除却費を補助します

倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、地域住民の生活環境の保全および地域活性化を図るため、空き家除却工事に要する費用の一部を補助します。

補助限度額

100万円

補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または、開発部建設課までお問合せください。

※補助金申請は、工事着手前に行っていた必要がありま。申請前に除却工事に着手されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。また、交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するようにしてください。

問合せ先

開発部建設課



村公式ホームページ
「飛島村空き家除却費補助金」

飛島村観光交流協会からのお知らせ

トビシマクルーズのご案内

飛島ふ頭のガントリークレーン等を船から鑑賞する「トビシマクルーズ」を8月から開催します。本年も、テレビ愛知「工場へ行こう」と連携して、企業見学コースも設定しています。

詳細は三重交通株式会社「VISIT愛知県」をご確認ください。



VISIT愛知県
「人気のおすすめ体験・
観光予約サイト」

開催日

■飛島ふ頭南側コンテナターミナル見学(TCB) +サンセットクルーズ

8月7日(金)、27日(木)、10月16日(金)

■共英製鋼名古屋事業所見学+サンセットクルーズ

10月24日(土)、11月7日(土)、21日(土)

■JERA西名古屋火力発電所見学+サンセットクルーズ

10月30日(金)、11月26日(木)

■トビシマクルーズ(夜景クルーズ)

8月7日(金)、27日(木)、10月16日(金)、24日(土)、30日(金)、
11月7日(土)、21日(土)、26日(木)

トビシマライツのご案内

- 開催日時 10月下旬～12月中旬
午後5時頃～9時頃
- 開催場所 飛島村役場南側通路等

トビシマライツ協賛のご案内

本事業の趣旨にご賛同いただけます企業・団体様からの協賛を募集します。

- ご協賛金額 1口1万円から
- 募集の締切 8月31日(月)

第7回とびしまルシェのご案内

- 開催日時 令和9年3月21日(日)
午前10時～午後2時
- 開催場所 飛島村役場 特設会場
マルシェへの出店を希望される方は、協会事務局までお問合せください。
- 申込期限 11月13日(金) 午後5時

※各イベントの開催日時、開催場所等は変更となる場合があります。

- 問合せ先 飛島村観光交流協会事務局(総務部企画課)